

大学等における修学の支援に関する法律施行令案・
大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令案
内閣法制局御説明資料

文部科学省高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

令和元年5月

○両政令案の概要について 1

○大学等における修学の支援に関する法律施行令案について

第1条関係（欠格事由について）	5
第2条第1項関係（授業料等減免の額について）	13
第2条第1項及び第2項関係（非課税世帯に準ずる者の減免額について）	17
第2条第3項関係（通信教育を受ける者の減免額について）	34
第3条関係（授業料減免の期間等について）	35
第4条関係（私立専門学校に係る減免費用の国の負担について）	38
第5条関係（設置者自らが費用負担して減免を実施すべき場合について）	39
第6条関係（省令への委任について）	43
附則関係（施行期日について）	43

○大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について

第1条関係

機構法施行令第1条第1項及び第3項関係	44
機構法施行令第1条の2の追加関係（無利子奨学金の貸与額の特例について）	45
機構法施行令第8条の2の改正について	47
機構法施行令第8条の3の追加関係（学資支給金の支給の期間等について）	52
機構法施行令第8条の4関係（省令への委任について）	53

第2条関係

地方税法施行令の一部改正について	54
------------------	----

第3条～第5条関係

学資支給基金の残余の国庫納付に係る規定について	55
-------------------------	----

附則関係

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令附則第2条第2項の一部改正について	56
---	----

両政令案の概要について

1. 新法案の概要

平成31年通常国会に提出した「大学等における修学の支援に関する法律案」（以下「新法」という。）では、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対する大学等における修学の支援として、学資支給の拡充と授業料等減免制度の創設を講ずることとしている。

制度の具体的な事項に関し、授業料等減免制度については、授業料等減免の額及び期間、授業料等減免を行う大学等として文部科学大臣等に確認を受けることができない者等を政令で定めることとしている。

また、学資支給については、改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号。以下「改正機構法」という。）に基づき行うこととなるため、学資支給金の額及び期間等について、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「機構法施行令」という。）に必要な規定を設けることとしている。

2. 政令における規定事項の概要

1. を踏まえ、「大学等における修学の支援に関する法律施行令」及び「大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」を制定する必要があるが、それぞれの政令の主な規定事項は以下の通りである。（カッコ内は、新法又は改正機構法における根拠規定。）

（1）大学等における修学の支援に関する法律施行令

① 確認を受けようとする大学等の欠格事由（新法第7条第2項第3号及び4号）

大学等の設置者が授業料等減免を行おうとする際に必要となる文部科学大臣等の確認について、過去に確認の取消処分を受けた設置者に「準ずる者」として当該確認の申請を行うことができない者等を定める。

② 授業料等減免の額（新法第8条第2項）

授業料等減免対象者が在学する学校の種類、設置者等の別ごとに定める額を上限として、授業料等の減免を行うことを定める。また、学生等本人及びその生計維持者の収入額に関する基準に基づき、上限額を3分の2又は3分の1とすることを定める。

③ 授業料の減免を受けることができる期間（新法第8条第3項）

授業料の減免を受けることのできる期間の上限を定めるとともに、学生が編入学等をした場合における当該期間の特例について定める。また、入学金の減免は過去に新法に基づく入学金の減免を受けたことがない者について行う旨を定める。

④ 私立専門学校に係る減免費用の国の負担（新法第11条）

私立専門学校に対し都道府県が支弁する減免費用について、国が毎年度その2分の1を負担する旨を定める。

⑤ 設置者自らが費用負担して減免を実施すべき場合（新法第16条）

設置者が、確認又は支弁に関して不正を行ったことにより授業料等減免に係

る確認を取り消された場合に「準ずる場合」として、設置者自らが必要な費用を負担して授業料等減免を実施しなければならない場合を定める。

（2）大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

ア 機構法施行令の一部改正について

- ① 大学等における修学の支援を受けた場合の第一種学資貸与金（無利子奨学金）の貸与額の特例（改正機構法第14条第4項）

授業料の減免又は学資支給金を受ける者に対する第一種学資貸与金の貸与上限額を定める。

- ② 学資支給金の額（改正機構法第17条の2条第2項）

学校種、国公私等の別ごとに、支給される学資支給金の額を定めるとともに、学生本人及びその生計維持者の収入額に関する基準に基づき、支援額を3分の2又は3分の1とすることを定める。また、生活保護を受けている世帯の学生又は生徒で自宅通学をしている場合などの住居費が不要である者についての支給額を定める。

- ③ 他法令に基づく支援が行われる場合の支給額（改正機構法第17条の2条第2項）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金等により、大学等に在学する学生等に対する生活費等の支援が行われる場合の学資支給金の額を定める。

- ④ 学資支給金を受けることができる期間（改正機構法第17条の2第3項）

学資支給金を受けることができる期間の上限を定めるとともに、支給対象者が編入学等をした場合における当該期間の特例について定める。

イ 学資支給基金の残余の額の国庫納付に係る規定（新法附則第6条第4項）

改正前の機構法に基づく学資支給金（以下「旧学資支給金」という。）に充てるために独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に設けられた「学資支給基金」について、旧学資支給金の支給終了後に基金の残余の額を国庫納付するための手続を定める。

ウ その他

地方税法施行令（昭和25年政令245号）等の関係政令の規定の整備を行う。

3. 施行期日

施行期日は、新法の施行の日（令和2年4月1日予定）とする。

※政令案は、学生の進路選択に支障が生じないよう令和元年8月末頃には確認を受けた大学等のリストを公表する必要があり、大学等による申請や行政庁による確認に要する期間を勘案すると、6月上旬に閣議決定、公布というスケジュールで進めることを想定。

【参照条文】

○大学等における修学の支援に関する法律案

(大学等の確認)

第七条 (略)

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一～二 (略)

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3 (略)

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 (略)

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に関し必要な事項は、政令で定める。

(国の負担)

第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。

附 則

(独立行政法人日本学生支援機構の一部改正に伴う経過措置)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）

※新法附則第五条による改正後。

(学資の貸与)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5・6 (略)

(学資の支給)

第十七条の二 (略)

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第1条関係（欠格事由について）

＜総論＞

1. 第1条の基本的な考え方について

新法における設置者の確認及び取消しに係る基本的な枠組みは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の給付に係る確認及び取消しの仕組みに倣っているところ、新法第7条第2項第3号（設置者についての欠格事由）及び第4号（役員についての欠格事由）に規定する「準ずる者」及び「準ずる日」についても、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）を参考に規定する。

新法に規定する大学等の設置者には専門学校を設置する個人立の設置者も含まれ、法人の設置者のみならず個人の設置者の存在も前提とする必要があることから、法人立及び個人立の設置者の存在を前提に規定している子ども・子育て支援法施行令第21条第2項の規定を参考にすることとする。【参考資料1参照】

2. 欠格事由の内容について

設置者についての欠格事由については、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の規定内容、新法の規定内容を踏まえれば、新法及び本政令案で、以下の事項について規定する必要がある。

- ①確認の取消しを受けた場合
- ②確認の取消し処分に係る聴聞通知から当該処分日までの間に辞退した場合
- ③検査日から聴聞決定予定日までの間に辞退した場合
- ④新法に違反等した場合

また、上記の確認の取消しは設置者について行われるものであり、役員が直接取消しを受けることはないことなどを踏まえて、役員についての欠格事由は上記①から④に相当するものを規定する必要がある。

さらに、大学等の設置者の役員として、3年以内にこの法律への違反行為や、確認に係る不正、減免費用の支弁に係る不正を行った者についても、取消処分を受けた設置者と同様、適正な授業料等減免の実施が期待できないことから、欠格事由として規定する必要がある。

なお、本条各号の規定順については、子ども・子育て支援法施行令第21条第2項の規定順に倣うこととする。

3. 第1項及び第2項でそれぞれ規定する内容について

本政令案では、第1項において設置者についての欠格事由を、第2項において役員についての欠格事由を定めることとなるが、上記のとおり、設置者には法人及び個人があることを踏まえると、上記2.の規定を引用し、その内容それぞれについて、以下の者を規定する必要がある。

本政令の規定	設置者の種別等		欠格事由 (欠格事由に該当する以下の者であったこと)
第1項	個人立の	設置者が	個人立の設置者 法人立の設置者の役員
	法人立の		法人立の設置者
第2項	法人立の	設置者の役員が	個人立の設置者 法人立の設置者の役員

＜各論＞

(第1項について)

1. 規定の趣旨について

本規定は、新法第7条第2項第3号の規定に基づき、過去3年以内に同項の確認を取り消された大学等の設置者に「準ずる者」として、同項による確認を求めることができない大学等の設置者を定めるものである。また、確認を取り消された日に「準ずる日」として、確認を求めることができない期間（3年）の起算日となる日についても、それぞれの者について定める。

2. 「準ずる者」及び「準ずる日」の具体的な内容

本項各号に規定する具体的な「準ずる者」及び「準ずる日」については、以下の通りである。

①第1号

「準ずる者」として、取消処分を受けた大学等の設置者において、当該処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前60日以内に、その役員であった者を規定する。

これは、取消処分が行われた設置者の役員であって、当該取消処分の日に近接する時期まで役員であったものは、取消処分を受けた設置者と同視すべきためである。

本号に規定する者に係る「準ずる日」は、当該取消処分の日とする。

②第2号

「準ずる者」として、取消処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した大学等の設置者を規定する。

これは、聴聞通知を受けてから処分に係る決定までの間に辞退の効果が生ず

る見通しとなった場合、設置者は確認の辞退の取下げや変更を行うべきところ、そのような手続を取ることなく辞退の効果が生ずることになると、本号のような規定が無ければいわゆる処分逃れを許容することとなり妥当でないためである。

ただし、当該確認の辞退について相当の理由がある可能性もあるため（例えば、天災や火災等、やむを得ないと客観的に認められる事情により、大学等の運営継続が困難となったため、確認の辞退をする場合等、辞退に処分逃れの意図が認められない場合も考えられる）、文部科学大臣等が処分逃れの意図はないと認める場合には、当該設置者は「準ずる者」から除くこととする。

本号に規定する者に係る「準ずる日」は、当該確認の辞退の日とする。

③第3号

「準ずる者」として、新法第13条第2項の規定による立入検査が行われた日から、取消処分に係る聴聞を行うか否かを決定する日までの間に確認を辞退した大学等の設置者を規定する。

これは、聴聞通知が行われる前であっても、設置者が立入検査後に確認の辞退の取下げや変更を行うことなく辞退の効果が生ずるままとした場合は、第2号と同様、処分逃れを許容することとなり妥当でないためである。

ただし、当該確認の辞退について相当の理由がある可能性もあるため、それらの者は「準ずる者」から除くこととする。

本号に規定する者に係る「準ずる日」は、当該確認の辞退の日とする。

④第4号

「準ずる者」として、第2号に規定する期間内（聴聞通知を受けてから処分に係る決定までの間）に確認を辞退した設置者において、当該聴聞通知の日前60日以内にその役員であった者を規定する。

これは、第2号の処分逃れを行った時期に近接する時期にその役員であった者は、処分逃れを行った設置者と同視すべきためである。

本号に規定する者に係る「準ずる日」は、当該確認の辞退の日とする。

なお、第3号に規定するような「立入検査が行われた日から、取消処分に係る聴聞を行うか否かを決定する日までの間」の確認の辞退については、子ども・子育て支援法施行令に倣い、これに係る役員は「準ずる者」として規定しないこととする。

⑤第5号及び第6号

第5号及び第6号では、「準ずる者」として、法人である大学等の設置者又はその役員として新法の違反行為や、新法第7条第1項の確認又は第10条の減免費用の支弁に関する不正な行為をした者を規定する。

既存の確認大学等に関して、取消事由に該当するような違法行為等を行った設置者が、別の大学等について新たに確認の求めを行った場合には、当該確認の求めに係る大学等についても適切な減免の実施が期待できない。このため、第5号は、例えば、同じ設置者が設置する既存の大学の報告徴収において虚偽答弁や虚偽の物件提出があった場合等について、確認を行わない旨規定するものである。また、第6号は、子ども・子育て支援法や障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等において、認定の欠格事由に不正・不当な行為を行った者を規定している例を踏まえたものである。

なお、「準ずる日」については、第5号及び第6号のいずれも、これらに該当する行為をした日とする。

（第2項について）

3. 規定の趣旨について

本規定は、新法第7条第2項第4号に基づき、過去3年以内に新法若しくは新法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者に「準ずる者」として、同項による確認を求める設置者の役員についての欠格事由に該当する者を定めるものである。具体的な内容は、設置者について規定する第1項と同様であるが、本項では、総論3. のとおり、個人立の設置者及び法人立の設置者の役員について規定する。また、違反行為をした日に「準ずる日」として、確認を求めることができない期間（3年）の起算日となる日についても、それぞれの者について定める。

4. 「準ずる者」及び「準ずる日」の具体的内容

「準ずる者」として、取消し処分を受けた設置者（個人立）であった者が大学等の設置者の役員に含まれる場合についても、新法第7条第2項第4号に規定する欠格事由（この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した役員がいる設置者）と同視すべきであるところ、このような者も「準ずる者」として規定する（本項第1号）。

また、本政令第1条第1項各号に掲げる者であって個人立の設置者又は役員である者（第5号に掲げる者のうち役員を除く。）についても「準ずる者」として規定する（本項第2号）。

これは、第1条第1項各号のいずれかに該当する者が役員である設置者は、第1条第1項各号のいずれかに該当する者と同視しうるためである。なお、同項第5号に掲げる役員（新法・その命令・これらに基づく処分に違反した役員）については、新法第7条第2項第4号に規定する欠格事由に規定されているところ、重複を避けるため、本号では当該役員を除いて規定する。

本号に規定する者に係る「準ずる日」は、それぞれ第1条第1項各号に規定する「準ずる日」と同じ日とする。

【本条で規定する「準ずる者】】

（政令第1条第2項第1号の規定内容）

①取消しを受けた設置者（個人立）

（政令第1条第2項第2号の規定内容）

②取消を受けた設置者（法人）において、役員であった者＜政令第1条第1項第1号に掲げる者＞

③処分逃れとみなされる時期に辞退した設置者（個人）（※聴聞通知日～処分決定日の間に辞退）＜政令第1条第1項第2号に掲げる者＞

④処分逃れとみなされる時期に辞退した設置者（個人）（※検査日～聴聞決定予

定日の間に辞退) <政令第1条第1項第3号に掲げる者>

⑤処分逃れとみなされる時期に辞退した設置者（法人）において役員であった者
(※聴聞通知日～処分決定日の間に辞退) <政令第1条第1項第4号に掲げる者>

⑥新法に違反等した設置者（個人） <政令第1条第1項第5号に掲げる者一部>

⑦確認、減免費用の支弁について不正な行為をした設置者（個人）又は役員<政令第1条第1項第6号に掲げる者>

【参照条文】

○大学等における修学の支援に関する法律案

(大学等の確認)

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一～二 (略)

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3 (略)

(減免費用の支弁)

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）

は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

- 一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国
- 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体
- 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体
- 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体
- 五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県

(報告等)

第十三条 (略)

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

- 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。
- 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。
- 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。
- 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
- 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 (略)

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

(確認の取消し等)

第四十条 (略)

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに

準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

○子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）

（法第四十条第二項の政令で定める者等）

第十八条（略）

2 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一～四（略）

五 その者の役員又は長のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者がある者 それぞれイからハまでに定める日

イ～ロ（略）

ハ 前号に掲げる者 同号に定める日

（法第五十二条第二項の政令で定める者等）

第二十一条（略）

2 法第五十二条第二項の同条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する地域型保育事業を行う者とし、法第五十二条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第五十二条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（前項に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であった者 当該確認の取消しの日

イ 当該確認を取り消された地域型保育事業を行う者が法人である場合 その役員等（役員又は使用人であって、その事業所を管理する者をいう。第五号イ及び第七号において同じ。）

ロ 当該確認を取り消された地域型保育事業を行う者が法人以外の者である場合 その管理者

二 法人であって、その者と密接な関係を有する者が法第五十二条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（前項に規定する者を除く。）であるもの 当該確認の取消しの日

三 法第五十二条第一項の規定による法第二十九条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第四十八条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

四 法第五十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第五十二条第一項の規定による法第二十九条第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該

- 特定の日をいう。)までの間に、法第四十八条の規定により法第二十九条第一項の確認を辞退した者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。) 当該確認の辞退の日
- 五 第三号に規定する期間内に法第四十八条の規定により法第二十九条第一項の確認を辞退した地域型保育事業を行う者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であった者 当該確認の辞退の日
- イ 当該確認を辞退した地域型保育事業を行う者が法人である場合 その役員等
 - ロ 当該確認を辞退した地域型保育事業を行う者が法人以外の者である場合 その管理者
- 六 保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該行為をした日
- 七 法人であって、その役員等のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当するもの それぞれイからハまでに定める日
- イ 第一号に掲げる者 同号に定める日
 - ロ 第三号から第五号までに掲げる者 それぞれ第三号から第五号までに定める日
 - ハ 前号に掲げる者 同号に定める日
- 八 法人以外の者であって、その管理者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当するもの それぞれイからハまでに定める日
- イ 第一号に掲げる者 同号に定める日
 - ロ 第三号から第五号までに掲げる者 それぞれ第三号から第五号までに定める日
 - ハ 第六号に掲げる者 同号に定める日

○行政手続法(平成5年法律第88条)

(聴聞の通知の方式)

- 第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 - 二 不利益処分の原因となる事実
 - 三 聴聞の期日及び場所
 - 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
 - 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。
- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第2条第1項関係（授業料等減免の額について）

1. 規定の趣旨

本規定は、新法第8条第2項において「授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる」とされたことに基づき、確認大学等が行う授業料等減免の額を定めるものである。

2. 授業料等の減免額について

授業料等減免の額は、原則として授業料等減免対象者が実際に要する授業料及び入学金の額とする。ただし、授業料等の設定は大学等の設置者の裁量によるものであるところ、公費により支援を行うことに鑑み、学校種等の区分に応じて減免額の上限を設けることとする。

3. 学校種等の区分について

学校種等の区分については、一般的な修学費用の実態を踏まえ、

①授業料等減免対象者が在学する学校種（大学（短期大学を除く。）、短期大学、高等専門学校又は専修学校）の別

②国公立と私立の別

③授業料等減免対象者が受ける教育の形態（昼間部、夜間部、通信課程）の別を設け、これらに応じた金額を定める。

また、当該区分を定めるに当たっては、新法第2条第1項及び第2項の規定（「大学等」及び「学生等」の定義規定）と同一のものとするため、

①大学には、専攻科及び別科を含まない。（大学の専攻科及び別科は定義上学部には含まれないものであるところ、本政令第2条第1項の表においては学部又は夜間学部の区分のみ規定することから、同表から別科及び専攻科が除かれるることは自明であるため、同表の備考欄には「大学には、専攻科及び別科を含まない」旨は規定しない。）

②短期大学には、いわゆる「認定専攻科」以外の専攻科及び別科を含まない。

（上記①と同様に、短期大学の専攻科及び別科は定義上学科には含まれないため、本政令第2条第1項の表の備考欄には「短期大学には、専攻科及び別科を含まない」旨は規定せず、認定専攻科（新法第2条第2項に規定する短期大学の専攻科）を含める旨のみ規定する。）

③高等専門学校は、第4学年、第5学年及びいわゆる「認定専攻科」に限る。

④専修学校は、専門課程を置くものに限る。

こととする。

また、夜間学部及び夜間学科については、いわゆる「昼夜開講制」をとるものを持まないこととする。これは、昼夜開講制は、夜間にも授業を行うものであるため定義上夜間学部又は夜間学科に該当するが、主に私立大学において昼夜開講制をとる学部では、授業料の設定が昼間学部と同水準であることが多く、昼夜開講制を昼間学部より減免上限額が低い夜間学部に含めてしまうと学生への必要な支援が行わ

れなくなる恐れがあるためである。

なお、通信課程の学生等については、学校種にかかわらず一律の額を定めることとすることから、別項（第3項）に規定を置くこととする。

4. 上限額の考え方について

国立大学及び国立高等専門学校の授業料及び入学金は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号。以下「費用省令」という。）及び国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第17号）において標準額が定められており、ほとんどの大学等においてこの標準額が授業料及び入学金の額となっていることから、これらの省令における標準額を上限額とする。また、公立大学等においては、国立（省令規定標準額）相当の授業料を設定している大学が大半を占めていることから、国立の省令規定の標準額を上限とする。

なお、国立の短期大学及び専門学校の夜間学科については、上記省令における標準額が定められていないが、大学の夜間学部の標準額が昼間学部の半額になっていることを踏まえ、それぞれ昼間学科の半額を上限額とする。

私立の大学等は、授業料等の設定に係る裁量性と学生の負担軽減のバランス及び私学助成の考え方を踏まえ、授業料については、国立大学の授業料の標準額に、当該標準額と私立大学の授業料の平均額（「私立大学等の入学者に係る学生納付金等調査結果」（文部科学省）等における平均額）との差額の2分の1を加算した額を上限額とし、入学金については、私立大学の入学金の平均額（同前）を上限額とする。

具体的な金額は、次表の通り。

		授業料（年額）		入学金	
		学部・学科	夜間	学部・学科	夜間
大学	国公立	535,800円	267,900円	282,000円	141,000円
	私立	700,000円	360,000円	260,000円	140,000円
短期大学	国公立	390,000円	195,000円	169,200円	84,600円
	私立	620,000円	360,000円	250,000円	170,000円
高等専門学校	国公立	234,600円	—	84,600円	—
	私立	700,000円	—	130,000円	—
専修学校	国公立	166,800円	83,400円	70,000円	35,000円
	私立	590,000円	390,000円	160,000円	140,000円

5. 第1項第1号の表専修学校の項の規定ぶりについて

第1項第1号の表専修学校の項では、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校を私立の専修学校から区分して規定している。

独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校は、学校教育法上私立の専修学校と位置付けられていることから、同表中の「私立の専修学校」から独立行

政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校を除く旨を明記することも考えられるが、

- ・同表中の私立の専修学校の欄の直前の欄に独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校を規定しており、これらの専修学校は私立の専修学校には含まれないことが明らかであること
- ・機構法施行令第1条第1項の表専修学校の項においても同様の整理により、私立の専修学校から独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校を除く旨を規定していないこと

から、あえて明記しないこととする。

【参照条文】

○大学等における修学の支援に関する法律案

(定義)

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 (略)

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 (略)

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 (略)

○国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）

(授業料、入学料及び検定料の標準額等)

第二条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）にあっては、保育料。以下同じ。）の年額（乗船実習科（大学の教育研究組織であって、商船に関する学部の課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うものをいう。以下同じ。）にあっては、授業料の総額。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあっては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

区分	授業料の年額	入学料	検定料
大学の学部（次項に掲げるものを除く。）	五三五、八〇〇 円	二八二、〇 〇〇円	一七、〇〇 〇円
大学の夜間において授業を行う学部（昼夜開講制であって、専ら夜間において授業を行うものを含む。以下同じ。）	二六七、九〇〇 円	一四一、〇 〇〇円	一〇、〇〇 〇円
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

第2条第1項及び第2項関係（非課税世帯に準ずる者の減免額について）

1. 規定の趣旨について

授業料等減免は、「経済的理由により極めて修学に困難があるもの」（新法第3条）に対して行うこととしているところ、「児童教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」を踏まえ、住民税非課税世帯（年収約270万円未満）の学生等を対象とともに、支援の崖・谷が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しても、住民税非課税世帯の学生等に準ずる減免を段階的に行うこととする。

本規定は、上記を踏まえ、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対する授業料等減免の額を定めるものである。

2. 住民税非課税世帯に準ずる学生等の減免額について

住民税非課税世帯の減免上限額（第1項第1号の表に規定する額）を基準に、概ね年収300万円未満の世帯についてはその3分の2、概ね年収300万円から年収380万円未満の世帯についてはその3分の1を上限額として授業料等の減免を行うこととする。

なお、年収300万円未満等の基準は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安であり、実際には多様な形態の世帯があることから、世帯所得水準の区分は、下記3.の基準式を用いて算出した「減免額算定基準額」により行うこととする。

具体的には、減免額算定基準額が100円未満である場合を住民税非課税世帯とし、100円以上51,300円未満である場合を同世帯に準ずる世帯とする。準ずる世帯のうち、評価額が

- ①100円以上25,600円未満である場合には、第1項第1号の表の規定を適用した場合に減免される額の3分の2
- ②25,600円以上51,300円未満である場合には、第1項第1号の表の規定を適用した場合に減免される額の3分の1

を減免の上限額とすることとし、本政令第2条第1項第2号及び第3号にその旨規定する。

3. 減免額算定基準額について

当該学生及びその生計を維持する者に係る以下のA、B及びCを、以下の算式（基準式）に当てはめて算出した額を合計した額を減免額算定基準額とする。（基準式の考え方については、後述4. 参照。）なお、本政令第2条第2項第1号の規定内容が下記「A×6%」に相当し、同項第2号の規定内容が下記「B+C」に相当する。【参考資料2参照】

$$\text{基準式} : A \times 6\% - (B + C)$$

A 授業料等減免が行われる月の属する年度（当該月が4月から9月までの月で

あるときは、その前年度。以下同じ。) 分の市町村民税の所得割の課税標準の額 (※)

※ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 上、分離課税の対象となる長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の金額等を含む。

※ 市町村民税の所得割については、第 2 条第 2 項柱書本文のものは、同項柱書ただし書のものとその内容が異なるものであり、両者は別に定義している。具体的には、後者は一般的な意味での市町村民税の所得割であり、それを定義では用例上「市町村民税 (同法〔地方税法〕の規定による特別区民税を含む。) の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割」と規定する (例: 子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 号)。前者は、地方税法附則第 3 条の 3 第 4 項に規定する、分離課税に係る所得割を除く市町村民税の所得割であるため、「同法〔地方税法〕附則第三条の三第四項に規定する市町村民税の所得割」と定義する。地方税法附則第 3 条の 3 第 4 項に「同法の規定による特別区民税を含む。」とは規定されていないが、特別区民税の規定 (同法第 1 条第 2 項) の内容を踏まえれば、その趣旨も後者の定義に含まれているといえる。

B 授業料等減免が行われる月の属する年度分の所得割の額から、地方税法第 314 条の 6 の規定により控除するものとされる額 (指定都市により当該年度分の市町村民税の所得割を課される者については、当該調整控除に 4 分の 3 を乗じた額※)

※後述の通り、基準式において課税標準額 (A) に 6 % を乗ずることとしているのは住民税の標準税率が 6 % であることを踏まえたものであるが、指定都市については当該標準税率が 8 % であることから、これとのバランスをとるため指定都市の世帯に係る調整控除の額 (B) に 4 分の 3 を乗ずることとしている。(下記 C において同じ。)

C 授業料等減免が行われる月の属する年度分の所得割の額から、地方税法附則第 3 条の 3 第 5 項の規定により控除するものとされる額 (市町村民税の所得割の賦課期日において、指定都市の区域内に住所を有する者については、当該控除する額に 4 分の 3 を乗じた額)

なお、以下の者については、評価額が 100 円以上であったとしても、地方税法上、寄附金税額控除等の税額控除によらず住民税が非課税とされる者であることから、減免額算定基準額は零とする。(これらの者については、第 1 項第 1 号の表に規定する金額が上限額となる。)

- ①生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の規定による扶助を受けている者 (地方税法第 295 条第 1 号)
- ②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫であって、前年の合計所得金額が 125 万円を超えない者 (同条第 2 号)
- ③市町村民税の所得割の非課税限度額を超えていない者 (同法附則第 3 条の 3)

また、市町村民税の所得割は、1 月 1 日現在の住所地で、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の所得に対して課税されるものであり、本項第 1 号及び第 2 号に規定する課税標準額等は、前年 (授業料等減免を行う月が 4 月から 9 月までの月であるときは前々年※) の所得に基づくものとなるため、市町村民税の所得割の賦

課期日（1月1日）に国内に居住していない者や家計急変世帯（1月2日以降に世帯収入が急変した世帯）については、課税標準額等をもとにすると適切な減免額算定基準額を計算することができない。【参考資料3参照】

※当年度分の住民税に係る課税標準額は6月に判明することになるため、少なくとも4月から6月までの減免額の計算に必要となる課税標準額は前年度分のもの（前々年の所得に基づくもの）を用いることが必要となる。また、大学においては授業料を半期ごとに徴収することが一般的であることから、課税標準額の判明時期と大学における実務の実態を踏まえ、4月から9月までの減免額の計算については、前々年の所得に基づく前年度分の課税標準額を用いることとする。なお、本政令上減免額の上限額については年額で規定しているが、年度途中で減免を開始・停止する場合には月単位で精算を行うこと、学資支給金の支給が月単位で行われていることを踏まえ、本項では「4月から9月まで」というように月単位での計算を前提とした規定ぶりとする。

このため、これらの者については、具体的な減免額算定基準の算定については省令に委任することとする。なお、省令においては、海外における収入等を基準に減免額算定基準額を合理的に算定すべきことなどを規定する予定である。

4. 基準式の考え方について

税制上、所得に応じて住民税として課税される額（所得割額）は、次の算式により算出される。【参考資料4参照】

$$(\text{市町村民税所得割額}) = \text{課税標準額} \times \text{税率}^{*1} - \text{税額控除}^{*2}$$

※1 総合課税分（給与所得、事業所得等）については、地方税法第314条の3に標準税率（政令市以外：6%、政令市：8%）が規定されているが、一部自治体については、条例により超過税率や軽減税率を定めており、標準税率と一致していない場合がある。

分離課税分（譲渡所得等）については、地方税法上、総合課税分とは異なる税率が設定されている。

※2 具体的な控除項目は以下の通り。（カッコ内は地方税法上の規定。）

- ①調整控除（第314条の6）、②寄付金税額控除（第314条の7）、
- ③外国税額控除（第314条の8）、④配当割額・株式等譲渡所得割控除（第314条の9）、
- ⑤個人の市民税の配当控除（附則第5条）、⑥住宅借入金等特別税控除（附則第5条の4）、
- ⑦寄附金税額控除における特例控除額の特例（附則第5条の5）、
- ⑧東日本大震災に係る住宅借入金等特別税控除の適用期間等の特例、⑨所得割の調整額

このため、住民税非課税世帯又はそれに準ずる世帯か否かを判断するに当たっては、この算式を基本としたうえで、真に支援が必要な低所得世帯に限って支援対象とするという新法の趣旨から、以下の点を変更したものを基準式とすることとする。

（i）課税標準額に対し、一律に6%を乗することについて

住民税率は、地方税法に標準税率が規定されているが、全ての自治体において標準税率が用いられているものではないため、住民税率をそのまま適用すれば、住所によって所得判定の基準が異なる場合が生じることとなる。新法に基づく修学支援は、全国一律の基準により判定することが公平性の観点から妥当と考えら

れるため、一律 6 %と固定する。

(ii) 分離課税の対象となる所得も含めて一律 6 %を乗することについて

譲渡所得、株式等譲渡所得、上場株式等配当所得等の所得等は、税制上は分離課税方式の対象となり、住民税所得割額の計算に当たっては、総合課税分とは異なる税率が設定されている。

また、租税条約等が適用される海外で受け取る利子や配当等については、各国との租税条約等に基づき日本国内で課税する税率が別途定められている。

これは、それぞれの税制上の政策的理由により異なる税率が設定されているものであるが、株式等による一時的な所得であっても、給与所得であっても、その時点での所得であることに変わりはなく、新制度において支援対象世帯の所得水準を評価するに当たっては、分離課税分の所得を区別して異なる重みづけをすべき積極的な理由は見当たらない。

また、実務面では、それぞれ分離課税方式による各所得を個別に確認の上、税法上の個別の税率を適用することは、情報提供（市区町村）や支援対象者の認定に係る所得確認といった作業負担の増加や人為的ミスの誘発の可能性を高めることとなる。

なお、新制度において総合課税分と分離課税分をあわせた課税標準額に一律 6 %を乗じれば、分離課税の対象となる所得がある者にとって不利な基準となるが、この点、株式等譲渡所得など分離課税方式の対象となる所得は高所得者ほど保有比率が高い傾向にあると言われており、対象者が低所得世帯に限られた新制度において影響を受ける者は限定的と考えられる。

上記の観点から、新制度においては、分離課税分の所得もあわせて、一律 6 %を乗じたものを基準とする。

(iii) 控除対象の項目を限定することについて

税額控除の対象項目には、寄附金税額控除や住宅借入金等特別税控除などがあるが、それらはそれぞれ個別の政策判断により税制優遇措置を講じたものである。減免額算定基準額の計算に当たってこれらの控除項目を全て考慮すると、例えふるさと納税や住宅ローンの額に応じて額が低く計算されることとなり、当該世帯の所得水準を正確に評価できなくなる恐れがある。このため、真に支援が必要な低所得世帯に限って支援対象とする新制度の趣旨を踏まえれば、これらの項目を全て控除対象とする必然性はないと考えられることから、世帯の本来の所得水準を算定するうえで必要なものとして、以下の項目に限定して控除対象とすることとする。

①調整控除：所得税から住民税への税源移譲に伴い、人的控除の適用状況に応じて税負担を調整するために設けられた措置であり、世帯構成に応じた負担に配慮するもの

②調整額：所得割の非課税限度額を若干上回る所得を有する者の税引き後の所得金額が、非課税限度額を下回ることのないよう、税額を減ずる調整措置であり、いわば逆転現象を防ぐもの

なお、子ども・子育て支援法による支援もこれと同じ整理で限定している。

【参照条文】

○地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

第 1 条（略）

2 この法律中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」、「都たばこ税」、「都知事」又は「都職員」と、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」、「市町村長」又は「市町村職員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」、「特別区長」又は「特別区職員」と読み替えるものとする。

3（略）

（個人の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十五条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第二号に該当する者にあつては、第三百二十八条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- 一 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

2・3（略）

（所得割の税率）

第三百三十四条の三 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（第三百四条の六及び第三百四条の七において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の八）の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

（調整控除）

第三百四条の六 市町村は、所得割の納税義務者については、その者の第三百四条の三の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- 一 当該納税義務者の第三百四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額
イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

（1） 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養	（i） （i i）に掲げる場合以外の場合 当該障害者一人につき一万円
--	---------------------------------------

親族（同居特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	(i i) 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者一人につき十万円
(2) 同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該同居特別障害者一人につき二十二万円
(3) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（(4) に掲げる者を除く。）	一円
(4) 第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下である所得割の納税義務者	五万円
(5) 勤労学生である所得割の納税義務者	一円
(6) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	(i) (i i) に掲げる場合以外の場合 五万円 (i i) 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 十万円
(7) 自己と生計を一にする第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する配偶者（前年の合計所得金額が四十五万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）	(i) (i i) に掲げる場合以外の場合 五万円 (i i) 当該配偶者の前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である場合 三万円
(8) 控除対象扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	(i) (i i) 及び (i i i) に掲げる場合以外の場合 当該控除対象扶養親族一人につき五万円 (i i) 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族一人につき十八万円 (i i i) 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき十万円
(9) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該老人扶養親族一人につき十三万円

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額

二 当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分の

三 (当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四) に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が前号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額

(寄附金税額控除)

第三百四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第三百四条の三第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において

て「課税総所得金額」という。) を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納稅義務者に係る前条第一号イに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十
四千万円を超える金額	百分の四十五

- 二 当該納稅義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納稅義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納稅義務者が第三百四十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額(次号において「課税山林所得金額」という。)及び同項に規定する課税退職所得金額(同号において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき 百分の九十
- 三 当該納稅義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納稅義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納稅義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合(イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合)
- イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
- ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
- 3 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。
- 4 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿(各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。)を備え、これを保存しなければならない。
- 5 市町村長は、第一項(第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに關し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。
- (外国税額控除)

第三百四十四条の八 市町村は、所得割の納稅義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当

する税（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第百六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額及び同法第百六十五条の六第一項の控除限度額並びに第三十七条の三の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を、その者の三百十四条の三及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

三百十四条の九 市町村は、所得割の納税義務者が、三百十三条第十三項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について前章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三を乗じて得た金額を、その者の三百十四条の三及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。
- 3 第三十七条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、当該控除することができなかつた金額を第一項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

附 則

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等）

三条の三 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の所得割（第五十条の二の規定によつて課する所得割を除く。）を課することができない。

- 2 道府県は、当分の間、三十五万円に道府県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割

の額から控除するものとする。

- 一 当該納税義務者の前年の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
 - 二 当該納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
 - 三 当該納税義務者の三百十四条の三、三百十四条の六から三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
 - 4 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の四の規定の適用については、同条中「前十三条」とあるのは、「前十三条並びに附則第三条の三第二項」とする。
 - 5 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第二百九十四条第一項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。
 - 6 市町村は、当分の間、三十五万円に市町村民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の三百十四条の三及び三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
 - 一 当該納税義務者の前年の所得について三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
 - 二 当該納税義務者の三百十四条の三、三百十四条の六から三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
 - 三 当該納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額 - 6 前項の規定の適用がある場合における三百十四条の九第一項の規定の適用については、同項中「前十三条」とあるのは、「前十三条並びに附則第三条の三第五項」とする。
(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)
- 第五条 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剩余金の配当（所得税法第九十二条第一項に規定する剩余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剩余金の分配（同項に規定する剩余金の分配をいう。以下この条において同じ。）、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託（同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分

配（同法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）に係る同法第二十四条に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものと除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・二（当該納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六）（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八））に相当する金額

二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第九条第四項に規定する一般外貨建等証券投資信託の収益の分配（以下この条において「一般外貨建等証券投資信託の収益の分配」という。）に係るもの）を除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。）については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の百分の〇・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八）（課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額））については、百分の〇・三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四））に相当する金額

三 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四）（課税総所得金額が千万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・一五（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・〇七））に相当する金額

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の三及び第三十七条の四の規定の適用については、第三十七条の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条第一項」と、第三十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条第一項」とする。

3 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剩余金の配当、利益の配当、剩余金の分配、金銭の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものと除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げ

る金額の合計額を、その者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

- 一 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二・二四）（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・八（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・一二））に相当する金額
- 二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係るもの）を除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。）については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の百分の〇・八（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・一二）（課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額）については、百分の〇・四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六））に相当する金額
- 三 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六）（課税総所得金額が千万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八））に相当する金額
- 4 前項の規定の適用がある場合における第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項の規定の適用については、第三百十四条の八中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条第三項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条第三項」とする。
(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の四 道府県は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条、次条及び附則第四十五条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項及び第十三項において「道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

- 一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二 イに掲げる金額と口に掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得額、課税退職所得額又は課税山林所得額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号。以下この項及び第六項において「平成十八年所得税法等改正法」という。）第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第四条の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第八条の四第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号。以下この項及び第六項において「平成二十年所得税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項（平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条から第十条の五の四まで及び第十条の六（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の三及び第三十七条の四の規定の適用については、第三十七条の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四第一項」と、第三十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四第一項」とする。

3 第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに

提出されたものを含む。) を、第八項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

- 4 道府県民税の所得割の納税義務者が第四十五条の三第一項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。
- 5 前項の場合において、第三項の申告書がその提出の際経由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。
- 6 市町村は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（第八項及び第十三項において「市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
 - 一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）
 - 二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額
 - イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき平成十八年所得税法等改正法第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第四条の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額
 - ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第八条の四第一項（平成二十年所得税法等改正法附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項（平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額
 - ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条から第十条の五の四まで及び第十条の六（震災特例法第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

- 三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）
- 7 前項の規定の適用がある場合における第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項の規定の適用については、第三百十四条の八中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四第六項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四第六項」とする。
- 8 第六項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。
- 9 市町村民税の所得割の納税義務者が第三百十七条の三第一項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。
- 10 前項の場合において、第八項の申告書がその提出の際経由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。
- 11 第三項及び第八項の申告書の提出があつた場合には、市町村長は、当該市町村の区域を管轄する税務署長に対し、遅滞なく、当該申告書に記載された事項を通知し、当該記載された事項について確認を求めるものとする。
- 12 税務署長は、前項の確認を求められた事項について、国の税務官署の保有する情報と異なるとき、又は誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、その内容を当該確認を求めた市町村長に通知するものとする。
- 13 第三項及び第八項の申告書に道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項に関し虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 14 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第五条の五 第三十七条の二の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項、附則第三十五条の二第一項、附則第三十五条の二の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十七条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

- 一 第三十五条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三十七条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
 - 二 第三十五条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第三十七条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
 - 三 前年中の所得について附則第三十三条の三第一項の規定の適用を受ける場合 百分の五十
 - 四 前年中の所得について附則第三十五条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の六十
 - 五 前年中の所得について附則第三十三条の二第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条の二第一項、附則第三十五条の二の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五
- 2 第三百十四条の七の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第五項、附則第三十三条の三第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条第五項、附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるときは、第三百十四条の七第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。
- 一 第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三百十四条の七第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
 - 二 第三百十四条の三第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第三百十四条の七第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
 - 三 前年中の所得について附則第三十三条の三第五項の規定の適用を受ける場合 百分の五十
 - 四 前年中の所得について附則第三十五条第五項の規定の適用を受ける場合 百分の六十
 - 五 前年中の所得について附則第三十三条の二第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

○子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）

（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）

第四条（略）

一（略）

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万一千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 二万五百円

三～五（略）

2～4（略）

第2条第3項関係（通信教育を受ける者の減免額について）

1. 規定の趣旨について

本規定は、大学、短期大学又は専修学校における通信教育受講者に対する授業料等減免の額を定めるものである。

2. 規定内容について

通信課程の授業料等減免の額も、他の教育形態と同様に、原則として授業料等減免対象者が実際に要する授業料及び入学金の額とし、その上限額を定めることとする。ただし、通信課程には、一般の通学制の学校のように省令に規定された標準額がないこと、通学制の学校に比べて学費が低く設定されていること、及び学校数が少ないと踏まえ、入学金・授業料ともに通信制の全学校種の平均額を上限額とする。

具体的には、授業料（年額）の上限は130,000円、入学金の上限は30,000円とする。

なお、高等専門学校においては、通信教育課程が設けられていないため、本政令には規定しない。

第3条関係（授業料減免の期間等について）

1. 総論

本規定は、新法第8条第3項において「授業料等減免の期間その他の確認大学等が行う授業料等減免に関し必要な事項は、政令で定める」とされたことに基づき、授業料減免は①過去に新法に基づく授業料減免を受けたことがない者、及び、②過去に新法に基づく授業料減免を受けたことがある者について、編入学した者その他の文部科学省令で定める一定の者に対する授業料減免を行う期間の上限を規定するものである。

- (ア) 本制度が平成29年度に創設した給付型奨学金同様に進学の後押しをしようとするものであること、また、高校卒業後に就職する者との公平性等の観点から、原則として、①の者についての授業料減免の期間の上限を定める。
- (イ) 上記(ア)を原則としながらも、進学後に、進路変更の希望が生じるなど編入学や転入学をした場合であっても、大学等における修学を継続し、社会で自立・活躍することができるよう支援を行うことが適切であるため、②の者について、①の者とは別に授業料減免の期間の上限を定める。

2. 第1項第1号関係

(1) 規定の趣旨について

本規定は、新法第8条第3項において「授業料等減免の期間その他の確認大学等が行う授業料等減免に関し必要な事項は、政令で定める」とされたことに基づき、授業料減免の期間の上限を定めるものである。この上限の範囲内で、省令に規定する授業料等減免対象者として大学等から認定された期間が、実際に学生等が授業料減免を受けることができる期間となる。

(2) 授業料減免期間の考え方について

学生等の大学等における修学を支援するという新法の趣旨から、過去に授業料減免を受けたことがない者に対して行う授業料減免の期間の上限は、原則授業料等減免対象者が在学する確認大学等の修業年限を満了するために必要な期間の月数であることから、「授業料等減免対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数」に限り授業料減免を行うものとする。(例えば、編入学により4年制大学の3学年に入った場合には24月となる。)

専攻科及び専修学校については、修業年限の上限が法令上定められていないことから、確認大学等の修業年限を減免期間とする第1項の規定を単純に適用すると、長期の修業年限を定める学校については、授業料減免期間が長期間となり同種の学校種との均衡を欠くこととなる恐れがある。このため、4年制大学へ進学した場合とのバランス等から、それぞれ最大24月、48月とし、その範囲で支援を受ける学生がその在学する専攻科又は専門学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数とすることが適当である。このため、専攻科及び専修学校に係る授業料減免の期間については、それぞれの最大月数の範囲内で文部科学省令で定める期間の月数を上限とすることとして規定する。

(例えば、確認を受けていない専門学校の2年時修了後に確認を受けた4年間を超える修業年限の専門学校の3年次に入った場合には、その授業料減免の期間は48月ではなく、24月となる。)

なお、授業料減免の期間の上限を月数で規定するのは、

- ・学資支給金も基本的に月単位で支給していること
- ・授業料の減免及び学資支給金の支給は、退学等により月の途中で清算が必要となった場合には、月単位で清算することとしていること

を踏まえたためである。

3. 第1項第2号関係

(1) 規定の趣旨について

本規定は、新法第8条第3項の規定に基づき、編入学等をした場合の授業料の減免期間の特例を定めるものである。

(2) 文部科学省令で定める者について

編入学・転入学・同一大学での転部をした者のほか、短期大学又は高等専門学校を卒業後にその認定専攻科に進学するもの等を規定する予定である。進路変更等により編入学・転入学したもののみならず、一旦短期大学又は高等専門学校を卒業して、新たにその認定専攻科に入学する者についても支援対象とするのは、①当該認定専攻科で学修を行い、かつ、学位授与機構が行う審査に合格した場合には、学位授与機構がその者に学資の学位を授与することとされていること、②今回の支援措置が大学卒業までを対象としていること、短期大学に入学した後に大学に編入学する場合には大学卒業まで支援措置の対象となることとのバランスも踏まえたものである。

(3) 編入学者等に係る減免期間の特例について

第1号において、授業料減免を行う期間の上限は、減免対象者が在学する大学等の修業年限としているが、当該減免対象者が他の大学等に編入学等をした場合には、編入学等の前後でその修業年限に異同を生じることがある。

これは、高等教育には統一のカリキュラムがなく専門性が高いため、他の大学等に編入学等をした場合、編入学等後のカリキュラムの都合により学年・学期が下がった時点から修学を行うことがあり得るためである。

この場合、編入学等前の大学等における修業年限を引き続き減免期間の上限とすると、編入学等後に減免を受ける期間（編入学等前の大学等における修業年限から当該大学等において減免を受けた期間を控除した期間）が、編入学等後の大学等における修業年限に満たなくなり、減免対象者が学位を取得するまで支援を行うことができなくなるおそれが生じる。このため、編入学等をした者については、最長6年（72カ月）とする。

編入学等をした者に係る減免期間を6年までとするのは、積極的な理由で進路変更する者についても十分な支援を行うことで、社会へ出た後にも高等教育機関での学修の成果を活かし、自立して活躍できるようにするためである。

4. 第2項関係

(1) 規定の趣旨について

本規定は、新法第8条第3項の規定に基づき、入学金の減免の取り扱いについて定めるものである。

(2) 入学金の減免の扱いについて

授業料等減免対象者に係る入学金の減免は、過去に新法に基づく入学金の減免を受けたことがない者に対して行おうものとする。これは、編入学等前の大学等において、入学金の減免を受けたことがある者については、本制度の目的である進学の機会が一度は与えられており、学校間を移動するたびに発生することが予想される入学金をその都度減免することは、支援対象外の者とのバランスや財源の安定性等の問題から適切ではないためである。

【参照条文】

○大学等における修学の支援に関する法律案

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

② (略)

第4条関係（私立専門学校に係る減免費用の国の負担について）

新法では、国は、今回の支援措置を推進する観点から、都道府県が支弁する減免費用のうち、学校法人等が設置する私立の専門学校に係る減免費用の2分の1を負担する旨を定めているところ、本政令においては、当該負担額を毎年度負担する旨を規定することとする。（子ども・子育て支援法第68条第1項及び子ども・子育て支援法施行令第24条の3の規定に倣ったもの。）

【参照条文】

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（市町村に対する交付金の交付等）

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。

2 (略)

○子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）

（施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）

第二十四条の三 (略)

2 国は、法第六十八条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担する。

第5条関係（設置者自らが費用負担して減免を実施すべき場合について）

1. 規定の趣旨について

新法では、授業料等減免を行う確認大学等について、その確認が取り消された場合にあっても、その取消しの際、当該確認大学等に減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等を確認大学等とみなして、新法の規定を適用することとしている。

この結果、授業料等減免の実施（新法第8条）のほか、減免費用を国等が支弁すること（新法第10条）、地方公共団体が支弁する減免費用のうち私立専門学校にかかる費用の2分の1を国が負担すること（新法第11条）等の規定が適用されることとなるが、当該みなし確認大学等の設置者が、

①不正の手段により確認を受けていたこと（新法第15条第1項第2号）

②減免費用の支弁に関し確認大学等の設置者による不正があったこと（同項第3号）

のいずれかを理由として確認を取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合にまで、国等が減免費用を支弁することは妥当ではないことから、これらの場合には、国等の費用の支弁等について規定した新法第10条及び新法第11条を適用しないこととしている。

本規定は、上記を踏まえ、不正の手段により確認をうけていたこと等を理由として確認を取り消された場合に「準ずる場合」として、設置者自らが費用負担して減免を実施すべき場合について定めるものである。

2. 「準ずる場合」の具体的内容

本政令第1条においては、過去に確認の取消処分を受けたことにより確認申請をすることができない学校の設置者に準ずる者として、確認の取消処分に係る処分逃れを行った者を規定しているため、本規定においても同様の考え方で則り、処分逃れを行ったと考えられる場合を「準ずる場合」として規定することとする。

この点、新法第16条において、設置者自らが費用負担して減免を実施すべき場合とされるのは、不正の手段により確認を受けていたこと（新法第15条第1項第2号）若しくは減免費用の支弁に関し確認大学等の設置者による不正があったこと（同項第3号）を理由として取り消された場合に限っているが、「準ずる場合」としては、以下の理由により、予定される処分の理由は限定することなく、処分逃れとなる期間に、辞退をした設置者を対象として規定することとする。

・辞退についてはその効果は設置者が辞退の届出をした一定期間後に生じることとしている（省令において届出から約一年後に辞退の効果が生ずる旨を規定する予定）。行政庁から何らかの違反の疑いをかけられ聴聞通知や検査が行われているにも関わらず、設置者が辞退の届出の取下げや変更の手続を行うことなく辞退の効果を生じさせた場合には、当該設置者は取消処分を逃れる意図を持っている蓋然性が高いと考えられ、このような場合は、不正に確認や減免費用の支弁を受けたことを理由として取消処分を受けた場合と同視し得る。

・処分前に行政庁が事実関係を調査している段階で、行政庁がその後予想される処分の理由を断定することは困難であり、そのような不明確な理由によって、処分前の設置者を区別することはできない。一方で、上記のとおり、取消処分前に処分逃れの意図を以て辞退する設置者は公費による支弁対象から除外する必要性が高く、また実質的にも法第15条第1項第4号～第6号の取消事由に該当する場合は同条第2号又は第3号に規定する不正行為を伴う場合が多いと考えられる。

このため、具体的には、以下のいずれかの期間に設置者が辞退の効果を生じさせた場合を、「準ずる場合」として規定することとする。（ただし、いずれの場合も、当該確認の辞退について相当の理由がある場合（学生数の減少による経営不振を理由に行った辞退の届出がたまたま聴聞通知の一定期間前に行われていたなど、辞退に処分逃れの意図が認められない場合等）を除く。）

- ①行政手続法第15条の規定による確認の取消処分に係る聴聞通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間
- ②検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間

【参照条文】

○大学等における修学の支援に関する法律案

（確認大学等の設置者による授業料等の減免）

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

（減免費用の支弁）

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）

は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国

二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体

三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県

（国の負担）

第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

（確認の取消し）

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

- 一 (略)
- 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。
- 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。
- 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
- 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 (略)

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。

○行政手続法（平成5年法律第88号）

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聽聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 - 二 不利益処分の原因となる事実
 - 三 聴聞の期日及び場所
 - 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
 - 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 3 (略)
- (弁明の機会の付与の通知の方式)
- 第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 - 二 不利益処分の原因となる事実
 - 三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

<新法施行令>

第6条関係（省令への委任について）

本政令に定めるもののほか、本政令の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める旨を規定することとする。

<新法施行令>

附則関係（施行期日について）

本政令の施行期日は、法の施行の日とする旨を規定することとする。

なお、法の施行日を定める政令については、法に基づく今回の支援措置を消費税率の引き上げの日である2019年10月1日の半年後である2020年4月1日から実施することを予定しており、現時点からこれらの日までには相当の期間がある。このため、これらの日により近い時期に、実施に向けた環境が整った段階で、政令の施行期日を定めることとしている。

機構法施行令第1条1項及び第3項関係

1. 規定の趣旨について

機構法施行令第1条では、第一種学資貸与金の額等について規定するものであるところ、今回の改正に伴う所要の改正を行うものである。

2. 主な改正事項について

(1) 表の備考第5号「専門課程」に係る規定を削除することについて

専門学校に係る第一種学資貸与金については、専門学校の生徒への貸与を開始した当初において、奨学金を得て学業を修めた者が、卒業後就職して収入を得、その収入でもって返還を行うことを前提としているものであるため、当時、教養・文化分野や家政分野のような所得を得る職業に直接関係しない分野とされたものについては、対象外と整理されていた。

しかし、現在では、産業構造の抜本的変化により、教養・文化分野についてはクールジャパンのように成長産業に位置付けられていることや、家政分野については家事支援・育児サービス等、様々なサービス業と関連していることから、当初の分野制限を維持し続ける必要性は低くなってしまっており、改正機構法に基づく学資支給金の支給に当たっては分野制限を設けないこととしている。このため、第一種学資貸与金についても、同様に分野制限を廃することとした。

(2) 「専修学校」の定義拡大に伴う経過措置が不要な理由

本整備政令による「専修学校」の定義の拡大（機構法施行令第1条第1項の表備考第5号の削除に伴い、特定技術の教授を目的とする専門課程で文部科学省令で定めるもの以外の専門課程に在学する生徒も第一種学資貸与金の対象となること）は、これまで学資貸与金の貸与及び学資支給金の支給の対象とされていなかった者を新たに対象とするものであり、新制度は新規入学者のみならず既に在学中の者も含めて対象とすることから、経過的な措置は特段必要ない。

なお、過去の機構法施行令改正の例を見ても、対象者の範囲拡大にあたって経過措置を講じていない。

(参考) 学資貸与金の貸与対象の拡大の例

- ・独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第96号）

第一種学資金（現在の第一種学資貸与金）及び第二種学資金（現在の第二種学資貸与金）の貸与対象を修業年限2年未満の専門課程及び特定別科にも拡大。

- ・日本育英会施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第174号）

第二種学資金の貸与対象を専修学校にも拡大。

- ・日本育英会施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第219号）

第二種学資金の貸与対象を大学院にも拡大。

機構法施行令第1条の2の追加関係（無利子奨学金の貸与額の特例について）

1. 規定の趣旨について

現行の第一種学資貸与金（無利子奨学金）については、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があると認定された者に対して貸与することとされている（機構法第14条第2項）ところ、新法及び改正機構法に基づく支援を受けることのできる者の中には、第一種学資貸与金の支給要件にも合致する者が存在する。

これらの者については、新法及び改正機構法に基づく授業料減免額及び学資支給金の合計額が、第一種学資貸与金として受けることのできる最高額（機構法施行令において学校種の区分等に応じ規定されている。）を上回る水準となる場合があり、これらの者に対しては、既に十分な支援措置がなされていると言えることから、第一種学資貸与金との併給調整に係る規定を設ける必要がある。

本規定は、以上を踏まえ、新法及び改正機構法に基づく支援を受ける者が受けることのできる第一種学資貸与金の上限額を定めるものである。

2. 第一種学資貸与金の貸与上限額について

新法に基づく支援を受ける学生等に対する第一種学資貸与金の上限額は、

①機構法施行令第1条第1項の規定により当該学生が受けることのできる第一種学資貸与金の最高額から、当該学生が受けることができる学資支給金の額及び当該学生の在学する学校等の区分に応じて新法施行令第2条第1項第1号の表に定める授業料減免額（当該学生が通信による教育を受けるものである場合には、130,000円）（所得水準に応じてその額に3分の1又は3分の2を乗ずる規定が適用される場合は、乗じた後の額）の合計額を控除した額

②①の額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の機構法施行令第1条第1項の表に規定する第一種学資貸与金の額

のうちから学生等が選択する額とする。

ただし、①の「当該学生の在学する学校等の区分等に応じて法施行令第2条第1項の表に定める授業料減免額」については、仮に当該学生に係る実際の授業料減免額が新法第2条第1項に規定する減免額の上限額に満たない場合であっても、当該上限額を用いて上記の計算を行うこととする。これは、実際の授業料減免額を用いると、実際の授業料が高い学生は受けられる貸与額が少なくなる一方、授業料が低い学生は多くの貸与額を受け取れることとなり、支援のバランスを失することになると考えられるからである。

また、改正機構法施行令第8条の2第5項の規定が適用される者については、他の法令に基づく支援を受けた額の分だけ新制度による支援額が少なくなるが、上記の計算に当たってこれを考慮すると、他の法令による支援を受けた方が多くの第一種学資貸与金を借りられることとなり、これも支援のバランスを失することになるため、これらの者については他の法令による支援を受けていない者とみなして上記の計算を行うこととする。

さらに、新法及び改正機構法による支援対象者であるにもかかわらず、これらの支援のうちどちらか一方は受けていない学生が存在し得ることも想定できるところ、そのような学生についても別途第一種学資貸与金の額の設定を行うことについては、そもそも第一種学資貸与金の額を決定する4月当初の時点では、授業料の減免への申し込み時期と重なり、学生が授業料の減免に申し込んだか否かを確定できないため、その確定後に再度4月に決定した貸与金の額の再設定を行う必要が生じうこと等を踏まえ、これらの者については現に受けていない支援を受けているものとみなして上記の計算を行うこととする。このような取り扱いをし、貸与金の額が減少したとしても、学生は給付又は減免の制度を活用することができるため、学生にとって不利益になるとまでは言えない。【参考資料5参照】

なお、上記について規定するに当たっては、第1項で第一種学資貸与金の貸与上限額の算出方法を規定し、第2項で特定通信教育受講者（大学又は専修学校において通信による教育を受ける者のうち、スクーリングが夏季等の特別の時期に集中する者等。以下同じ。）に係る算出方法を規定することとしている。これは、

- ・特定通信教育受講者に係る第一種学資貸与金の額については、政令で上限を定め、具体的な額はその範囲の中で機構が定めることとなっているが、特定通信教育受講者以外の者については政令で額が規定されており、両者で規定方法が異なっているため、第1項とは別に規定する必要があること
- ・第一種学資貸与金は、実態として年額での貸与が行われているとともに、通信教育を受ける者に対する学資支給金も年額での支給となるため、併給調整後の第一種学資貸与金も年額での貸与となること

（第一種学資貸与金が年額で貸与されている実態に鑑み、今回、第1条第3項の「第一種学資貸与金の月額」を「第一種学資貸与金の額」と改正する。）

- ・特定通信教育受講者については、第一種学資貸与金の上限額が年当たりの合計額とされており、その額も大きくないことから、第1項に規定して月額に換算して計算すると端数処理により支給額において誤差が大きくなってしまうことから、特定通信教育受講者に係る調整額は、第3項として別に規定する方が適当であるためである。

【参考条文】

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）

（学資の貸与）

第十四条（略）

2 第一種学資貸与金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3～6（略）

機構法施行令第8条の2の改正について

1. 改正後の第8条の2第1項関係

(1) 規定の趣旨について

本規定は、改正機構法第17条の2第2項において「学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる」とされたことに基づき、学資支給金の額を定めるものである。

なお、本項の改正前の規定は、旧学資支給金の支給額に関するものであるところ、旧学資支給金は、今回の制度改正に伴い廃止されることとなるため、本項を改正後の学資支給金の支給額を定める規定として全面改正する。

(2) 学資支給金の額について

学資支給金の額は、機構の学生生活調査等をもとに学生の支出（授業料その他の学校納付金を除く）の水準を総合的に勘案し、下記（3）の学校種等の区分に応じて、学業に専念するために必要な学生生活費を賄えるような額を設定することとする。

具体的には、機構の「学生生活調査」の経費区分に従い、

- ・修学費（教科書・参考図書等のために支出した経費）
- ・課外活動費
- ・通学費
- ・食費（自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。）
- ・住居・光熱費（自宅外生に限る。）
- ・保健衛生費
- ・通信費を含むその他日常費
- ・授業料以外の学校納付金（私立学校生に限る。授業料免除と同様の考え方により、私立大学の授業料以外の学校納付金（同窓会費等の費用を除く。）の平均額の2分の1の額。）
- ・大学等の受験料

を計上し、娯楽・嗜好費を除いた額を基礎として設定する。

ただし、高等専門学校の生徒については、寮生が多く学生生活費の実態が他の学校種と乖離しているため、その実態に応じた額とする。

なお、通信課程の学生等については、旧学資支給金の規定に倣い、学校種にかかわらず一律の額を定めることとすることから、別項（第3項）に規定を置くこととする。

(3) 学校種等の区分について

学校種等の区分については、授業料等減免における区分や旧学資支給金における区分を踏まえ、

①学生又は生徒が在学する学校種（大学、高等専門学校又は専門学校）の別

②国公立と私立の別

③学生又は生徒の通学形態（自宅通学か否か）の別

を設けることとする。

また、当該区分を定めるに当たっては、新法第2条第1項及び第2項の規定（「大学等」及び「学生等」の定義規定）と同一のものとするため、

①大学には、専攻科及び別科を含まない。

②短期大学には、いわゆる「認定専攻科」以外の専攻科及び別科を含まない。

（本政令では、大学と短期大学を区分していないので、本項の表の備考欄では、「大学」にまとめて規定する。）

③高等専門学校は、第4学年、第5学年及びいわゆる「認定専攻科」に限る。

④専修学校は、専門課程を置くものに限る。

こととする。（第1項第1号の表の備考における専攻科と別科の規定順については、学校教育法第91条における規定順に倣って規定している。）

なお、学資支給金の支給対象者には大学院に在学する者が含まれないことから、本項に規定する大学に在学する者には、大学院に在学する者は含まれない。この点、学校教育法の定義上大学には大学院が含まれているが、機構法施行令では第1条第1項の表において大学と大学院を併記しており、同令上大学に大学院が含まれないことは明らかであることから、本項においても単に「大学」と規定することとする。

具体的な金額は、次表の通り。

		学部・学科（月額）	
		自宅通学	自宅外通学
大学	国公立	29,200円	66,700円
	私立	38,300円	75,800円
高等専門学校	国公立	17,500円	34,200円
	私立	26,700円	43,300円
専修学校	国公立	29,200円	66,700円
	私立	38,300円	75,800円

また、新法施行令第2条第1項及び第2項の規定と同じ趣旨から、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生に支給する学資支給金の額は、支給額算定基準額の区分に応じ、住民税非課税世帯の学生に支給される学資支給金の3分の2又は3分の1の額とする。

2. 改正後の第8条の2第2項関係

（1）規定の趣旨について

本規定は、支給対象者の生計維持者が生活保護を受けていた場合又は支給対象者が里親に委託されていたなど社会的養護を受けていた場合であって、居住に要する費用の支援の必要な者に係る支給金額の特例を定めるものである。

（2）対象者について

①支給対象者の生計維持者が生活保護を受けている場合

平成29年度までは、生活保護受給世帯の学生は、高等教育機関への進学に当たって世帯分離の扱いとなり、生計維持者は生活保護費において当該学生分の保護費（食費を含む。）が受けられないとになっているため、生活保護を受給する生計維持者と同居している場合であっても、世帯分離されている観点から、自宅外通学

を行う学生と同程度の支援が必要であったことから、自宅からの通学している場合であっても、「自宅外通学のとき」として扱っていた。

しかし、平成30年度より、生活保護を受給している保護者と大学等への進学前から同居している場合には、住宅扶助は減額しないという取扱いに変更されたことから、在学する大学等の区分に応じて、自宅外通学を行う学生に対する支給額のうち住居・光熱費分に相当する額を除いた額を支給することとする。

また、生活保護を受給している生計維持者と同居せずに、形式的には自宅外となっている場合であっても、親族の家に居住しているなど居住に要する費用が発生していない者等については、上記の住居費・光熱費分を除いて支援する者と同様に評価すべきであるため、「居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるもの」としてまとめて規定することとする。

②支給対象者が里親に委託されていたなど社会的養護を受けていた場合

18歳となる前日において社会的養護の支援措置（※原則として18歳で社会的養護の支援措置は打ち切られる）を受けていた者については、現行制度では、「自宅外通学のとき」として扱っている。

新制度では支援の額が大幅に拡充されることとなるが、これらの者のうち、居住に要する費用について支援の必要性がないと認められる場合もあるため、「自宅通学」及び「自宅外通学」とは別の額を設定する必要がある。（社会的養護の支援措置が18歳以降も延長され里親の家や児童養護施設に住んでいるため住居費がかかっていない、又は、親戚の家に住んでいるなどにより住居費がかかっていない場合等）

この場合の支援額については、自宅外通学の額から居住に要する費用を差し引いたものであり、上記①と同じになるため、①と合わせて規定する。

なお、18歳となる日の前日において社会的養護を受けていた者については、現行の機構法第8条の2第4項の規定にならい、主な制度である里親又は児童養護施設の仕組みを活用していた者については政令で規定し、それ以外の小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者、児童養護心理治療施設又は児童自立支援施設に入所していた者等については、文部科学省令で定めることとする。

（3）旧第2項の廃止について

旧第2項の規定は、旧学資支給金を受ける者が、国等が設置する大学等から授業料減免措置を受ける場合に、旧学資支給金の支給額を調整できるようにすることにより、限られた財源の中で、授業料減免措置を受けない学生が学資支給金を受けられるよう設けられたものである。

今回の制度改正により、学資支給金の支給を受けるための基準を満たす学生については、合わせて新法による授業料の減免を受けることとなり、旧第2項の調整規定は不要となるため、本規定は廃止する。

3. 改正後の第8条の2第3項関係

（1）規定の趣旨について

本規定は、大学又は専修学校における通信教育受講者に対する学資支給金の額を定めるものである。

(2) 改正内容について

旧学資支給金では、改正前の第8条の2第3項に基づき、通信教育受講者について、特定通信教育受講者に限って、年額50,000円を超えない額の支給を行ってきたが、新法による授業料等減免の対象に特定通信教育受講者以外の通信教育受講者も含まれることを踏まえ、特定通信教育受講者の限定を外すこととし、新第3項として新たな規定に置き換えることとする。

通信課程の学生等については、旧学資支給金の創設時から設置者（国公私立）、通学形態（自宅・自宅外）の別にかかわらず一律の額を支給することとしており、今回の改正でもこれを踏襲する。支給金額の上限については、①進学に伴い自宅外に居住すべき理由が原則存在しないこと、②通学費が原則不要であるなど、通信課程以外の学生等と比較して、学生生活費の支出が低く抑えられると考えられること等を踏まえ、修学費（教材費等）相当分として年額51,000円とする。なお、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生に支給する金額は、支給額算定基準額の区分に応じ、51,000円の3分の2（34,000円）又は3分の1（17,000円）とする。

なお、高等専門学校においては、通信教育課程が設けられていないため、本政令には規定しない。

4. 改正後の第8条の2第4項関係

(1) 規定の趣旨について

本規定は、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生に支給する学資支給金の額（住民税非課税世帯の学生に支給される学資支給金の3分の2又は3分の1の額）の基準となる基準式を定めるものであり、具体的な内容は新法施行令第2条第2項と同一のものとする。

(2) 旧第4項の廃止について

旧第4項の規定は、18歳になる日の前日において里親委託をされていた等の社会的養護を必要としていた学生は、進学に当たって初期費用を用意することが困難である場合が多いという事情を踏まえ、これらの学生が入学する月に入学金相当額（24万円）を通常の支給金に追加して支給するために設けられたものである。

今回の制度改正により、学資支給金の支給を受ける学生は、社会的養護を必要としていたか否かにかかわらず、新法による入学金の減免措置を受けることとなるため、本項は廃止する。

5. 改正後の第8条の2第5項関係

授業料等減免対象者の中には、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項の職業訓練受講給付金等、大学等の学資への支援を行う制度の対象となる者が存在する。

本規定は、そのような者について、国費の効率的かつ効果的な使用の観点から、改正機構法による学資支給と他法令による生活費等の支援との合計が、本来支援されるべき額と比べて過度な重複支援とならないよう、支給額の特例を定めるものである。

【参照条文】

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）

※新法附則第 5 条による改正後。

（学資の支給）

第十七条の二 （略）

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 （略）

○大学等における修学の支援に関する法律案

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 （略）

＜整備政令第1条関係＞

機構法施行令第8条の3の追加関係（学資支給金の支給の期間等について）

1. 趣旨

本規定は、改正機構法第17条の2第3項において「学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める」とされていることに基づき、過去に学資支給金の支給を受けたことがない者又は支給を受けたことがある者のうち編入学等をした者その他の文部科学省令で定める一定の者について、それぞれ支給期間の上限を規定するものである。

2. 第1号関係

本規定は、改正機構法第17条の2第3項の規定に基づき、過去に学資支給金の支給を受けたことがない者に係る減免期間の上限を定めるものであり、新法施行令と同趣旨から、支給期間の上限を当該者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数としている。

ただし、新法施行令と同趣旨から、

- ・短期大学又は高等専門学校の専攻科に在学する学生については、24カ月（2年）
 - ・専修学校に在学する学生については、48カ月（4年）
- を上限とする。

3. 第2号関係

本規定は、改正機構法第17条の2の規定に基づき、編入学者等に係る減免期間の上限を定めるものであり、新法施行令と同趣旨から、支給期間の上限を最大72カ月（6年）としている。

【参照条文】

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）

※新法附則第5条による改正後。

（学資の支給）

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

＜整備政令第1条関係＞

機構法施行令第8条の4関係（省令への委任について）

機構法施行令第8条の2及び第8条の3に定めるもののほか、学資支給金の支給に
関し必要な事項は、文部科学省令で定める旨を規定することとする。

＜整備政令第2条関係＞

地方税法施行令の一部改正について

私立の大学及び高等専門学校に係る減免費用の支弁については、国は日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）を通じて行うこととしている。このため、新法の附則において、当該減免費用に係る資金の交付業務を事業団の業務として位置付けるため、事業団の業務を規定する日本私立学校振興・共済事業団法第23条に新第4項を設けている。

これに伴い、交付業務に要する固定資産を非課税とするため、新法の附則において、地方税法第348条第2項第13号の改正規定を設けている。

これにあわせて、同号に基づき非課税の対象となる固定資産の範囲について規定する地方税法施行令第51条においても、交付業務が含まれるようにする必要があることから、同条を改正することとする。

【参照条文】

○日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）※新法附則第12条による改正後
(業務)

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二～十 (略)

2・3 (略)

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

5 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

○地方税法（昭和25年法律第226号）※新法附則第10条による改正後

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一～十二 (略)

十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十四～四十四 (略)

3～10 (略)

学資支給基金の残余の国庫納付に係る規定について

1. 規定の趣旨について

本規定は、旧学資支給金に充てるために機構に設けられた「学資支給基金」について、旧学資支給金の支給終了時に基金に残余があった場合に当該残余を国庫納付するための手続について定めるものである。

2. 国庫納付の方法について

基金による事業が終了した場合の国庫納付手続に関する他の独立行政法人における規定（独立行政法人日本学術振興会法附則第2条の2第4項の規定による納付金の納付に関する政令（平成26年政令第130号））に倣って、本条の規定を定めることとする。

具体的には、

- ①国庫納付金の計算書に、最終事業年度（旧学資支給金の支給が終了する日の属する事業年度）の年度末の貸借対照表及び損益計算書等を添付したものを、最終事業年度の翌年度の6月30日までに、文部科学大臣に提出し、
- ②最終事業年度の翌年度の7月10日までに、国庫納付金を納付することとする。

また、文部科学大臣が上記計算書等を受け取った際に、その写しを財務大臣に送付すること、上記国庫納付金は一般会計に帰属することとする。

【参照条文】

○独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の二第四項の規定による納付金の納付に関する政令（平成26年政令第130号）

（国庫納付金の納付の手続）

第一条 独立行政法人日本学術振興会は、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の二第四項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、平成二十五年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、平成二十六年六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第二条 国庫納付金は、平成二十六年七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第三条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

＜整備政令附則第2項関係＞

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令附則第2条第2項の一部改正について

1. 改正の必要性

独立行政法人日本学生支援法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第125号。以下本項目において「平成29年改正政令」という。）では、第一種学資貸与金の月額について以下の改正がなされた（①②は平成29年4月1日施行、③④は平成30年4月1日施行）。

- ①「自宅通学のとき」（機構法施行令第1条第1項の表備考第6号）の定義の変更
- ②独立行政法人地方独立行政法人が設置する専門学校を国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専門学校と同様の位置づけとすること
- ③月額の選択肢の追加
- ④比較的所得が高い者についての貸与上限額の制限

平成29年改正政令附則第2条第2項及び第3条第2項は、かかる改正に伴い、同一時点において入学した者の間で、奨学金の申請時期の差によって貸与額に差異が生ずる不公平が生じないようにするために、それぞれの施行時点において既に在学している者について従前の貸与月額とする経過措置を規定している。

これらの経過措置の内容は、本整備政令第1条による機構法政令第1条の改正によって変更する必要がないことから、機構法施行令第1条第1項の表備考第5号が削除された後においても、平成29年改正政令附則第2条第2項及び第3条第2項による経過措置が引き続き同一の者に適用されるように規定を整備する必要がある。

2. 改正の内容

平成29年改正政令附則第2条第2項について、「大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十一年政令第号）第一条の規定による改正前の」機構法施行令第1条第1項の表備考第5号に規定する専門課程に限ることとする旨の改正を行う（平成29年改正政令附則第3条第2項の「専門課程」の範囲は同政令附則第2条第2項と同一とされている。）。

【参照条文】

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号）

（第一種学資貸与金の額）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

(略)	(略)
備考	
一～四 (略)	
五 「専門課程」は、特定技術の教授を目的とする専門課程で文部科学省令で定めるものに限る。	
六・七 (略)	
2・3 (略)	

【参考】「準ずる者」の比較表

参考資料 1

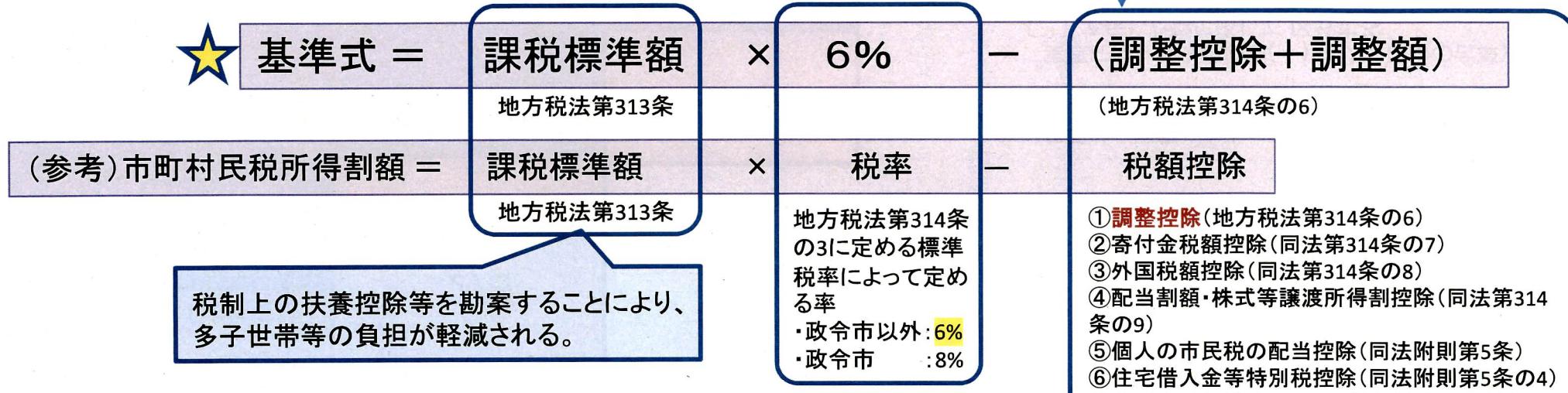
子ども・子育て支援法施行令		新法施行令
第 21 条第 2 項（法第 52 条第 2 項の「準ずる者」）		第 1 条第 1 項（法第 7 条第 2 項第 3 号の「準ずる者」）
1 号 確認を取り消された事業者において、確認の取消処分に係る聴聞通知があった日前 60 日以内に、次のいずれかであった者 ①【法人】その役員等（役員又は使用人であって、その事業所の管理者） ②【法人以外】その管理者	1 号 確認を取り消された設置者が法人である場合において、確認の取消処分に係る行政手続法の聴聞通知があった日前 60 日以内に、設置者の役員であった者	【法人以外】※規定せず
2 号 密接関連法人（略）	※規定不要	
3 号 確認の取消処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した者	2 号 確認の取消処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した者	
4 号 立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に、確認を辞退した者	3 号 立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に、確認を辞退した者	
5 号 第 3 号の期間内に確認を辞退した事業者において、次のいずれかであった者（通知の日前 60 日以内） ①【法人】その役員等 ②【法人以外】その管理者	4 号 第 2 号の期間内に確認を辞退した設置者が法人である場合において、その役員であった者（通知の日前 60 日以内）	【法人以外】※規定せず
6 号 保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者	5 号 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した設置者又はその役員	【法人以外】※規定せず
	6 号 確認又は減免費用の支弁に関し不正な行為をした設置者又はその役員	

7 号	【法人】役員等のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの	第1条第2項(法7条第2項第4号の「準ずる者」である役員)
	①第1号に掲げる者(聴聞通知の前60日以内に役員等【法人】or管理者【法人以外】であった者)	2号 第1条第1項第1号に掲げる者 (個人に限る)
	②第3号に掲げる者(取消処分に係る聴聞通知の日から処分日等までの間に、確認を辞退した者)	第1条第1項第2号に掲げる者 (個人に限る)
	③第4号に掲げる者(立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に、確認を辞退した者)	第1条第1項第3号に掲げる者 (個人に限る)
	④第5号に掲げる者(第3号の期間内に確認を辞退した事業者の役員等or管理者であった者)	第1条第1項第4号に掲げる者 (個人に限る)
	⑤第6号に掲げる者(保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者)	※この法律等に違反した役員については、法7条第2項第4号に規定
8 号	①第1号に掲げる者	第1条第1項第6号に掲げる者 (個人に限る)
	②第3~5号に掲げる者	※規定せず。
	③第6号に掲げる者	

所得基準

原則、生計維持者(父母またはそれに代わって生計を維持する者)と学生本人それぞれについて下記の基準式によって算出される額の合算によって、下表の通り支援区分(第Ⅰ～第Ⅲ)を判定する。

※子ども・子育て支援法による支援の所得基準において控除されているものと同一



区分	判定基準	支援額
第Ⅰ区分	<p>下記のいずれかを満たす場合(②～④は地方税法により非課税と定められている):</p> <p>①基準式によって得られる額(各生計維持者の合計)が 0円 ②所得割の非課税限度額*を超えていない(地方税法附則第3条の3) ③生活保護法の規定による生活扶助を受けている。(地方税法第295条第1号) ④障害者、未成年者、寡婦または寡夫であって、前年の合計所得金額が125万円を超えない(地方税法第295条第2号)</p>	全額
第Ⅱ区分	基準式によって得られる額(各生計維持者と学生の合算)が25,600円未満	第Ⅰ区分の支援額の2/3
第Ⅲ区分	基準式によって得られる額(各生計維持者と学生の合算)が51,300円未満	第Ⅰ区分の支援額の1/3

資産基準

生計維持者と学生本人の保有資産の合計額が、下記の資産基準を上回る場合、所得の如何に関わらず、支援措置の対象外とする。

学生本人以外の生計維持者が1人の場合
 ⇒ 資産の合計 1,250万円

学生本人以外の生計維持者が2人の場合
 ⇒ 資産の合計 2,000万円

*非課税限度額:前年中の総所得金額等が、下記の金額以下の場合

・控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合: 35万円 × (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数) + 32万円以下

・控除対象配偶者及び扶養親族がない場合: 35万円以下

◆新制度（授業料減免、給付型奨学金）の対象学生数、区分、支援額

※新制度実施：2020年4月～（予定）

全学生（約350万人）の約2割（約75万人）（推計）



住民税非課税世帯に準ずる世帯
(全学生の約1割 (推計))

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を
支援し、支援額の段差を滑らかに

2/3

1/3

1/3

※ 学生数は、高等教育の無償化により、
低所得層の進学率（4割）が全世帯の
進学率（8割）まで上昇し、全学年まで
達したと仮定。

※ 年収は、両親、本人、中学生の家族4人世帯の場合の
目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

※ 実際には、収入評価額（＊）（本人・両親の合算）により
〔 〕で示した額に応じて区分する。

（＊）収入評価額 = 課税標準額 × 6% - 調整控除 - 調整額

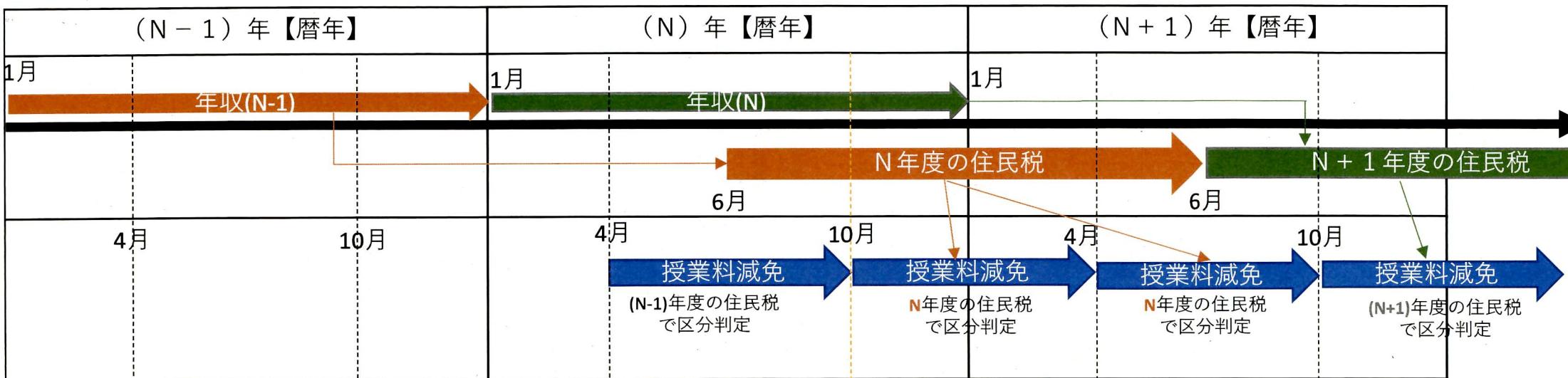
約270万円
[非課税]

約300万円
[25,600円]

約380万円
[51,300円]

年収目安

(参考) 個人住民税の計算・納付方法



◆住民税は1月1日現在の住所地が課税◆

住民税は、1月1日現在の住所地で、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して課税。

※1月2日以降に他の市町村に転居した場合でも、1月1日現在で居住していた市町村に全て納付。

(例) 平成30年8月20日に、A県B市からC県D市に

- 平成30年度の住民税 ⇒ 平成29年分の所得を基準に（前年課税のルールにより）、平成30年1月1日現在の住所地A県B市から課される。
- 平成31年度の住民税 ⇒ 平成30年分の所得を基準に、平成31年1月1日現在の住所地C県D市から課される

前年の年間の所得を基準に翌年の6月から翌々年の5月まで、あるいは翌年の6月・8月・10月、翌々年の1月（後述も参照）に課税がなされるため、所得税においては「年分」、住民税においては「年度」という使いわけがなされる。

<参考: <https://allabout.co.jp/gm/gc/14737/#2> >

<参考> 地方税法
(所得割の課税標準)

第三百十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

(個人の市町村民税の賦課期日)

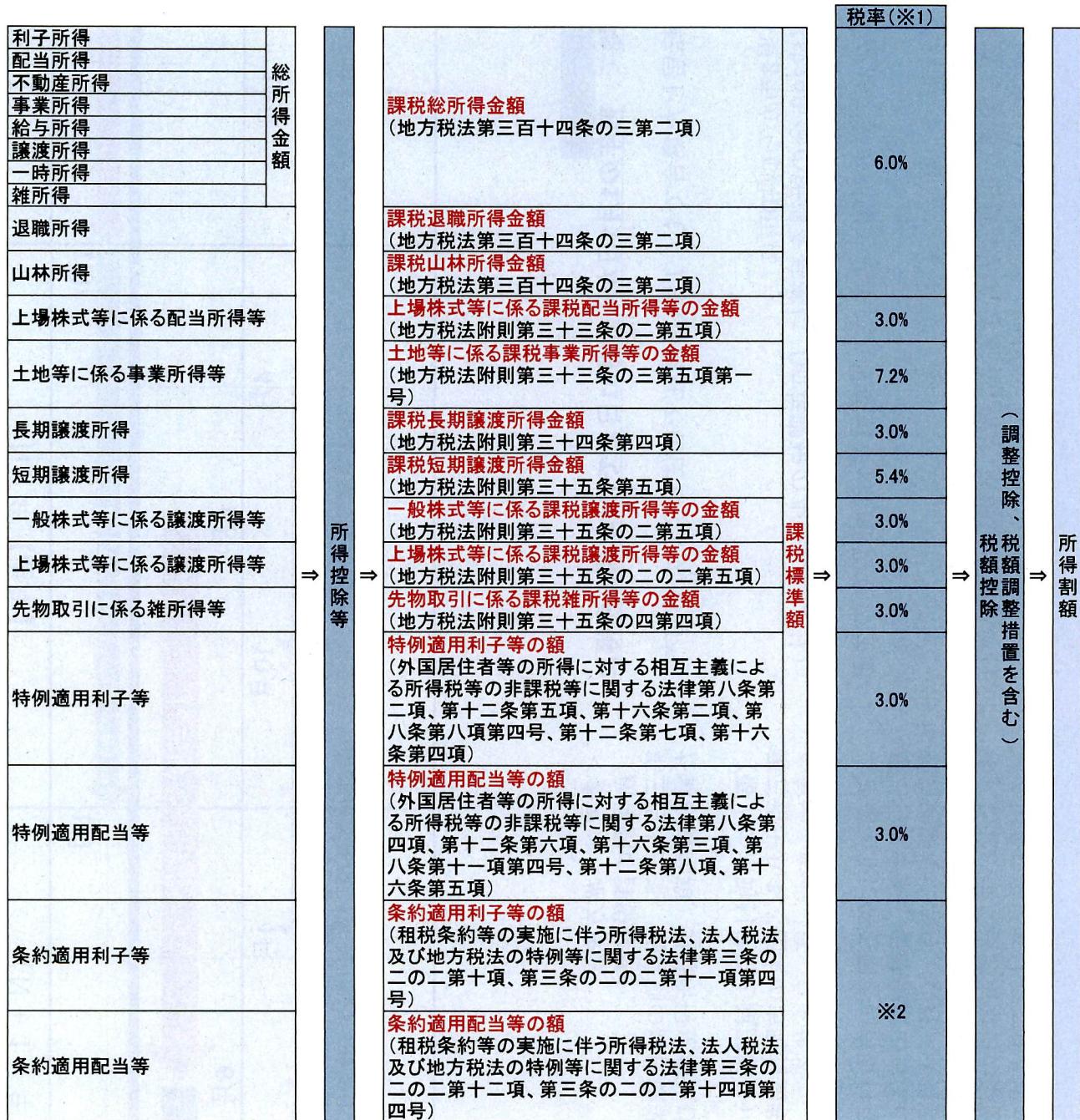
第三百十八条 個人の市町村民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期)

第三百二十条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税の納期は、六月、八月、十月及び一月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、六月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

市町村民税所得割の計算の流れ

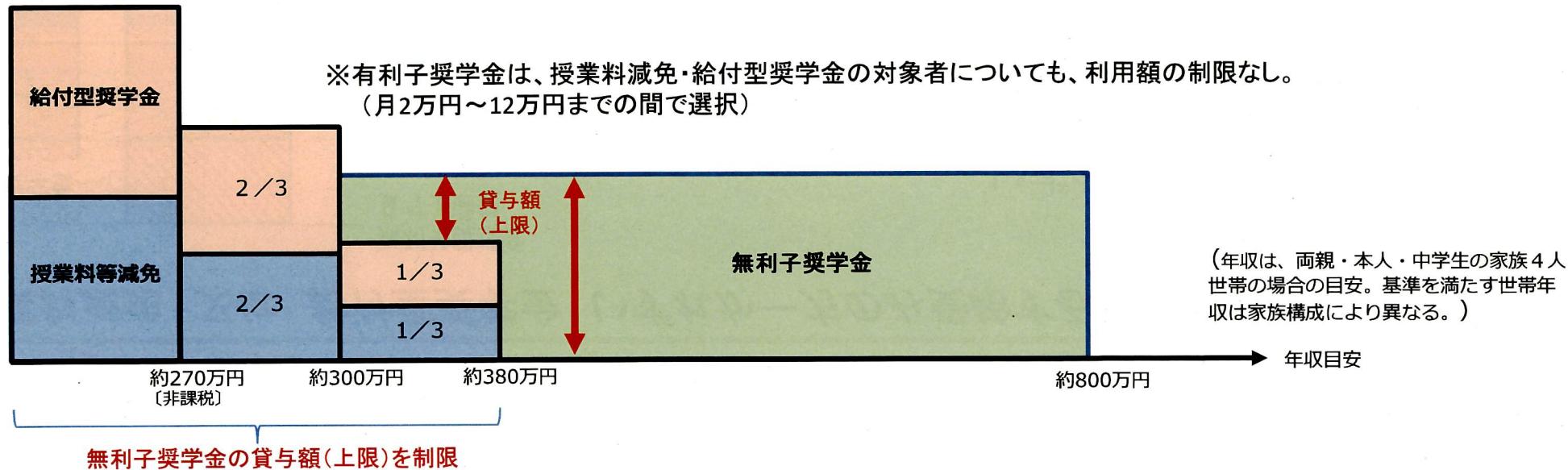
参考資料 4



※1 指定都市を除く市町村により課税される場合

※2 適用される税率は、各国ごとの租税条約の内容により異なる

高等教育無償化措置の導入に伴い、中間所得層(新制度対象外)との支援バランスの観点から、無償化措置対象者については、無利子奨学金の併給を調整する。



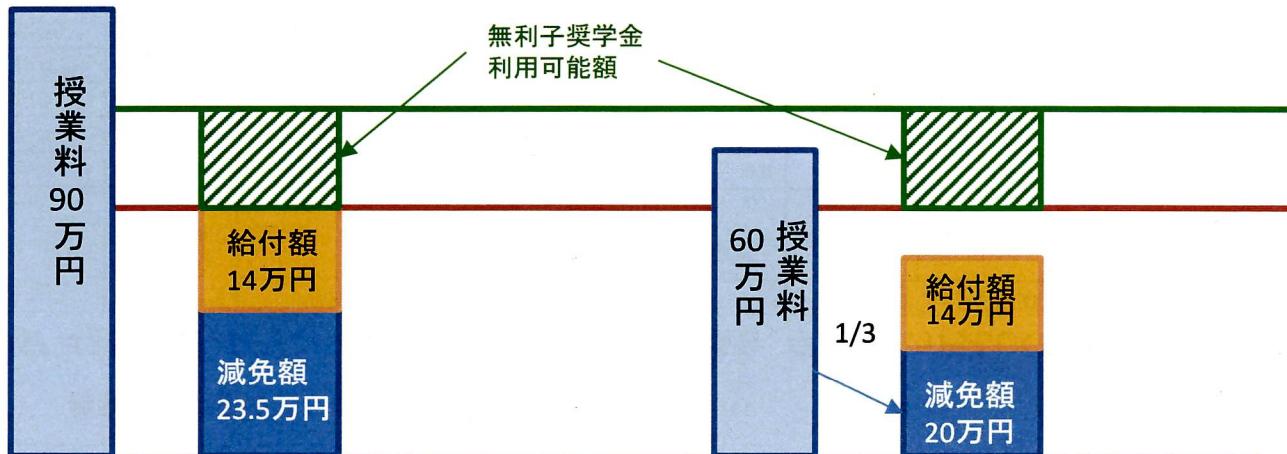
＜学校種等別貸与額(上限)【P】＞ ※上限額が3万円以上の場合、学生は2万円もしくは上限額のいずれかを選択可能 (月額、円)

			無利子 貸与額	非課税世帯 (減免・給付 満額支援)			準ずる世帯 (減免・給付 2/3支援)			準ずる世帯 (減免・給付 支援額1/3)					
				減免額	給付額	減免 + 給付 合計	利用可能 額	減免額	給付額	減免 + 給付 合計	利用可能 額	減免額			
大 学	国公立	自宅	¥45,000	¥44,650	¥29,200	¥73,850	¥0	¥29,767	¥19,500	¥49,267	¥0	¥14,883	¥9,800	¥24,683	(¥20,400)
		自宅外	¥51,000	¥44,650	¥66,700	¥111,350	¥0	¥29,767	¥44,500	¥74,267	¥0	¥14,883	¥22,300	¥37,183	(¥13,900)
	私立	自宅	¥54,000	¥58,333	¥38,300	¥96,633	¥0	¥39,167	¥25,600	¥64,767	¥0	¥19,167	¥12,800	¥31,967	(¥22,100)
		自宅外	¥64,000	¥58,333	¥75,800	¥134,133	¥0	¥39,167	¥50,600	¥89,767	¥0	¥19,167	¥25,300	¥44,467	(¥19,600)
短 大	国公立	自宅	¥45,000	¥32,500	¥29,200	¥61,700	¥0	¥21,667	¥19,500	¥41,167	(¥3,900)	¥10,833	¥9,800	¥20,633	(¥24,400)
		自宅外	¥51,000	¥32,500	¥66,700	¥99,200	¥0	¥21,667	¥44,500	¥66,167	¥0	¥10,833	¥22,300	¥33,133	(¥17,900)
	私立	自宅	¥53,000	¥51,667	¥38,300	¥89,967	¥0	¥34,167	¥25,600	¥59,767	¥0	¥17,500	¥12,800	¥30,300	(¥22,700)
		自宅外	¥60,000	¥51,667	¥75,800	¥127,467	¥0	¥34,167	¥50,600	¥84,767	¥0	¥17,500	¥25,300	¥42,800	(¥17,200)
高 専	国公立	自宅	¥45,000	¥19,550	¥17,500	¥37,050	(¥8,000)	¥13,033	¥11,700	¥24,733	(¥20,300)	¥6,517	¥5,900	¥12,417	(¥32,600)
		自宅外	¥51,000	¥19,550	¥34,200	¥53,750	¥0	¥13,033	¥22,800	¥35,833	(¥15,200)	¥6,517	¥11,400	¥17,917	(¥33,100)
	私立	自宅	¥53,000	¥58,333	¥26,700	¥85,033	¥0	¥39,167	¥17,800	¥56,967	¥0	¥19,167	¥8,900	¥28,067	(¥25,000)
		自宅外	¥60,000	¥58,333	¥43,300	¥101,633	¥0	¥39,167	¥28,900	¥68,067	¥0	¥19,167	¥14,500	¥33,667	(¥26,400)
専 門 学 校	国公立	自宅	¥45,000	¥13,900	¥29,200	¥43,100	(¥1,900)	¥9,267	¥19,500	¥28,767	(¥16,300)	¥4,633	¥9,800	¥14,433	(¥30,600)
		自宅外	¥51,000	¥13,900	¥66,700	¥80,600	¥0	¥9,267	¥44,500	¥53,767	¥0	¥4,633	¥22,300	¥26,933	(¥24,100)
	私立	自宅	¥53,000	¥49,167	¥38,300	¥87,467	¥0	¥32,500	¥25,600	¥58,100	¥0	¥16,667	¥12,800	¥29,467	(¥23,600)
		自宅外	¥60,000	¥49,167	¥75,800	¥124,967	¥0	¥32,500	¥50,600	¥83,100	¥0	¥16,667	¥25,300	¥41,967	(¥18,100)

無利子奨学金 併給調整額の考え方

(私立大学)授業料が70万円以上の場合

私立A大学(授業料90万円)
自宅生; 【準ずる1/3 区分】



(私立大学)授業料が70万円未満の場合

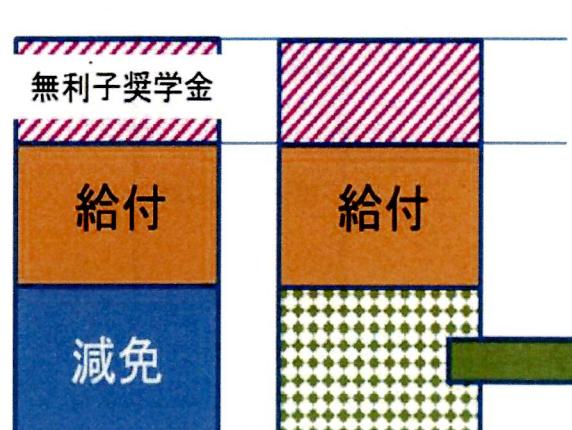
私立B大学(授業料60万円)
自宅生; 【準ずる1/3 区分】

無利子奨学金(現行)
貸与上限額 64.8万円 (=5.4万円 × 12カ月)

減免上限額 + 給付額
 $23.5\text{万円} + 14\text{万円} = 37.5\text{万円}$

無利子奨学金 利用可能額
一律27.3万円

<授業料減免 又は 給付型奨学金 いずれか一方のみ受給する場合>



いずれか一方のみ受給の場合も、
無利子奨学金の利用可能額は
両方受給している場合と同額とする。

- ①学生が申請しないことを選択
- ②他制度による受給に伴い併給制限
- ③留学中の国内授業料支払いがない
- ④学校側の不正により減免補助金なし